

いふ武蔵野

告示(下水)

東京都下水道局告示第二号

東京都下水道局長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程(平成十六年東京都下水道局管理規程第四十五号)第三条の規定により、東京都行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年東京都条例第四百七十七号)を適用し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、次のとおり手続等の根拠となる条例等の名称、条項、電子化開始日及び対象手続等の名称を告示する。

平成三十年二月二十二日

東京都下水道局長 渡 辺 志津男

根拠となる条例等の名称	条項	電子化開始日	対象手続等
東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成七年東京都下水道局管理規程第二号)	第三十一条の二第七項及び第八項	平成三十年四月一日	介護時間等の申請

公告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、

同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。
平成三十年二月二十二日
東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人ゆぎの里

二 代表者の氏名

上田 紘治

三 主たる事務所の所在地

東京都八王子市下柚木六〇五番地の九

四 認定の有効期間

平成三十年一月二十四日から平成三十五年一月二十三日まで

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成三十年二月二十二日
東京都多摩建築指導事務所長

開発区域又は工区に

含まれる地域の名称

金子 博

許可を受けた者の住所及び氏名

国立市大字谷保字出井崎千四百八十五番、同番地先、千五百四番一及び千五百五番一
武蔵野市境二丁目二番二号 株式会社飯田産業 代表取締役 兼井 雅史
日野市大字新井四百七十八番及び四百八十番
立川市高松町一丁目三十番 十一号

株式会社ノーヴァ・アソシエイツ
代表取締役 濱中 敏之

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成三十年二月二十二日
東京都多摩建築指導事務所長

開発区域又は工区に

含まれる地域の名称

金子 博

許可を受けた者の住所及び氏名

府中市四谷四丁目二十番一及び文京区後楽一丁目四番十四号後楽森ビル十二階
株式会社松家不動産 代表取締役 吉成 三夫

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成三十年二月二十二日
東京都多摩建築指導事務所長

開発区域又は工区に

含まれる地域の名称

金子 博

許可を受けた者の住所及び氏名

府中市本宿町四丁目三十二番 新宿区西新宿一丁目二十六番二号
野村不動産株式会社 代表取締役 宮嶋 誠一

東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出
について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第六十六条第一項の規定に基づき、東京港 国際海上コンテナターミナル整備事業（Y三）について、次のとおり着工の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成三十年二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

国土交通省 関東地方整備局

局長 泊 宏

埼玉県さいたま市中央区新都心二番地一

東京都

東京都知事 小池 百合子

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京港埠頭株式会社

代表取締役社長 平野 裕司

江東区青海二丁目四番二十四号 青海フロンティアビ

ル十階

二 対象事業の名称

東京港 国際海上コンテナターミナル整備事業（Y

三）

三 工事着手の予定年月日

平成三十年二月二十三日

四 工事完了の予定年月日

平成三十七年三月三十一日
届出日
平成三十年二月六日

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号

郵便番号
 113-0001